

一般社団法人日本ウェルネス産業推進協会

定 款

施行日 平成 31 年 4 月 3 日

改訂日 令和 8 年 2 月 16 日

一般社団法人日本ウェルネス産業推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ウェルネス産業推進協会と称し、英語表記を Japan Wellness Industry Association と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座六丁目2番1号 Daiwa 銀座ビル3階に置く。

(目的)

第3条 当法人は、科学・産業・生活者をつなぐ実装型プラットフォームとして、研究成果や技術革新を社会に実装し、ウェルネス文化の定着と社会課題の解決に貢献することを目的とする。

また、未病改善に関わる知見と実践を統合し、ウェルネス産業の発展と人材育成を推進することを目指す。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 製品・サービスの評価及び認証制度の設計・運用
- (2) スタートアップ支援及び産学官連携を目的とするイベントの開催
- (3) 会員同士のネットワーキング又は情報交換を促進する交流会の開催
- (4) アワードの運営及び開催
- (5) 人材の育成及び支援
- (6) 前各号に関するコンサルティング
- (7) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために相当と認められる事業
- (8) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

第2章 社員及び会員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員：当法人の社員として本定款で定める会員
- ② 賛助会員：当法人の事業に賛同し、賛助するために入会した法人または団体
- ③ 特別賛助会員：当法人の事業を特に賛同し、賛助するために入会したまたは団体
- ④ 準会員：当法人の事業に賛同し、賛助するために入会した個人

(入会)

第6条 当法人の成立後、会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 総社員の同意があるとき
- ② 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき

(会費)

第8条 会員は会費を支払うものとし、その金額は理事会の決議で定める。

- 2 正会員のうち、当法人の研究活動を主導し、会員の指導に当たる指導会員には会費を課さない
- 3 正会員については、前項の会費を一般社団・財団法人法第27条の経費とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。正会員に関する会員名簿をもって一般社団・財団法人法上の社員名簿とする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会・除名)

第 10 条 会員は、任意に退会を申し出て、退会することができる。退会の申出は、退会の 1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、申出をして直ちに退会することができるものとする。

- 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によって、行うものとする。

(拠出金の不返還)

第 11 条 既に納入した入会金、会費、その他の拠出金は返還しない。

第 3 章 社員総会

(社員総会の構成)

第 12 条 社員総会は正会員をもって構成する。

(社員総会の機能)

第 13 条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 事業報告及び収支決算の承認
- ④ 理事及び監事の選任又は解任並びに役員報酬
- ⑤ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑥ 事務局の組織及び運営
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(社員総会の開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集を決議したとき
- ② 正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的を記載し

た書面により招集の請求があったとき

(社員総会の招集)

第 15 条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号の決議又は同項第 2 号の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事がやむを得ない理由により社員総会に出席できない場合は、その社員総会に出席した理事の中から選出する。

(社員総会の決議)

第 17 条 社員総会における決議事項は、第 15 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(社員総会での議決権等)

第 18 条 正会員 1 名につき、1 個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は当該会員の役員、従業員またはこの法人の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使した正会員は、前条の規定における正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会の議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による議決権行使者又は

代理人による議決権行使がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び決議の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
 - ⑥ その他一般社団・財団法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項
- 2 議事録には、議長又は議事録作成者が、記名押印又は署名しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- ① 理事3名以上10名以内
- ② 監事1名以上

(選任)

第21条 理事及び監事は、本法人の社員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは社員総会で総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事会の決議によって理事の中から代表理事として選定する。
- 3 前項の代表理事の名称を理事長とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その前任者又は選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、その前任者の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、この定款に定めるものの他、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- ⑤ 入会金及び会費の額

(招集)

第 28 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(みなし理事会)

第 30 条 理事が理事会の目的である事項について書面又は電磁的記録により議決権を行使した場合において、当該事項について理事の全員が同意したときは、理事会を開催しなくても、その提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- ① 日時及び場所
- ② 理事及び監事の総数、出席者数及び出席者氏名
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ その他一般社団・財団法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項

2 議事録には、出席理事及び監事が記名押印するものとする。

(委員会及び分科会)

第 32 条 当法人の事業を円滑に推進するために、理事会はその決議により、委員会及び分科会を設置することができる。

2 委員会及び分科会の設置及びその運営の規程は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 33 条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第 34 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会で決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 35 条 基金拠出者は、当法人と合意した期日までは、その返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 36 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決議に従って行う。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の不配当)

第 38 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 8 章 解散及び清算

(解散の事由)

第 39 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- ① 社員総会の決議
- ② 社員が欠けたこと
- ③ 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

※本ページ掲載の定款は閲覧用です。正式な定款原本は当協会事務局にて保管しています。